



根戸っ子

令和6年4月発行 No.1
我孫子市立根戸小学校 学校便り
TEL7184-3988 FAX 7184-5917

学校教育目標 ～よく遊び よく学び 思いやりのある子～

笑顔でチャレンジ!

根戸小の桜もねどっ子たちの進級・入学を喜んでるように満開になりました。お子様の進級・入学おめでとうございます。令和6年度、根戸小学校は新1年生106名を含め、全校児童677名、教職員62名でスタートしました。

始業式では、学校教育目標の「よく遊び よく学び 思いやりのある子」と今年度の重点目標として、「笑顔でチャレンジ」の話をしました。この目標の意味は、ねどっ子のみんなが「おはよう」「ありがとう」「大丈夫だよ」など温かい言葉が教室や学校中にあふれ、思いやりのある行動が増えることで自分も友だちも幸せになること、意地悪やいじめでは決して笑顔にならないこと、そして、失敗をしてもいいからたくさんの方にチャレンジする、そんな1年になって欲しいとの願いが込められています。教室に戻るとどの学年も早速、先生のお手伝いを積極的にする子ども達の姿がありました。

今年度も保護者の皆さま、地域の皆さまのご理解ご協力を賜りながら、新チームで子どもたち、保護者に寄り添い、丁寧に指導できる学校にしていきたいと思っております。よりよい根戸小学校にしていこう教職員一同、力を合わせてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

校長 角倉千津子

4月の予定

日	曜	予定	日	曜	予定
5	金	着任式・1学期始業式	18	木	全国学力学習状況調査 聴力検査(1年)
8	月	短縮3校時日課(給食なし)11:20下校	19	金	1年生を迎える会 学校運営協議会
9	火	給食開始 入学式前日準備(6年) 2~5年12:55下校 6年14:15頃下校	22	月	視力検査(1年・かりん学級) 誘拐防止教室(1年) 児童自宅訪問(4時間給食あり)13:20下校
10	水	入学式 2~6年休業	23	火	発育測定(2~6年)・尿容器等配付(全学年) 児童自宅訪問(4時間給食あり)13:20下校
11	木	視力検査(5・6年)	24	水	吹奏楽部保護者説明会12:30 授業参観・懇談会・PTA連絡会14:35下校
12	金	発育測定(1年)	25	木	尿検査 短縮日課 ※教員研修のため13:20下校
15	月	視力検査(2・3・4年)委員会活動	26	金	避難訓練 児童自宅訪問(4時間給食あり)13:20下校
16	火	1年生給食開始	30	火	月曜日日課 心電図検査(1年) クラブ活動
17	水	耳鼻科検診(1年)	(5月の主な予定) ※希望制個人面談 5月7日(火)~10日(金) ※運動会 5月25日(土)		



～児童、保護者、地域の方々、教職員で共有したいこと～

○学校教育目標

～よく遊び よく学び 思いやりのある子～

学校教育目標に向かい、教育活動を進めてまいります。そのために、根戸小学校に通う児童と根戸小学校にかかわる方々に、親しんでもらいたい目標です。



○根戸小三行 「さわやかあいさつ」「一生懸命清掃」「てきぱき行動」

子どもたちの生活面の基礎となる合言葉です。委員会活動や毎日の放送でも確認をしています。

○根戸小学校のつなぐ教育「幼保小・小中一貫教育」

「幼保小・小中一貫教育」の充実を図りながら教育活動を行います。

詳細は、根戸小学校の「幼保小・小中一貫教育」のお知らせをご覧ください。

～お知らせとお願い～

○防災備蓄飲食物について

災害時や非常事態に、児童が学校に待機する事態を想定し、非常用飲食物を児童数分学校に備蓄します。3年に一度児童に防災備蓄飲食物を返却し、3年ごとに更新していく計画です。(5・6年生は卒業時に返却します。)

そのための費用を教材費から支出させていただきますのでご理解とご協力をお願いします。

○教職員の働き方改革について ※教職員の勤務時間 8:00~16:30

ご協力をお願いします。

①電話対応時間

・平日 7:30~18:00 ・ノー残業デー(木曜日) 7:30~17:30

②欠席連絡

・欠席する場合は、緊急の場合を除き情報端末等からの連絡フォームをご利用ください。詳細は、4月の児童配付のお知らせをご覧ください。部活動欠席連絡と(入部者のみ)と通常の学校欠席の連絡があります。



「合理的配慮」の申請について

<合理的配慮とは>

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、子ども一人一人の状況に応じて、個別に必要とされるもの、体制面、財政面において均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。(文部科学省HPより引用)

例えば学校では、こんな「合理的配慮」があります。

読み書きに困難さがある場合・・・漢字にルビをふる。書く量を減らす。板書計画を印刷して渡す。文章を読み上げる。

視覚に困難さがある場合・・・プリント等の用紙を拡大する。座席を前にする。拡大教科書や弱視レンズを活用する。

指示理解に困難さがある場合・・・指示を1つずつ出す。順番がわかるカードの指示。作業手順を図や数字で示す。

<合理的配慮の申し出、提供の流れ>

①配慮の申し出(本人及び保護者からの意思の表明)

②合意形成(本人・保護者・学校等で話し合い、具体的な内容を決定する。)

→個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画に目標や支援などを記入する。

③合理的配慮の実施

④定期的な評価・修正(行った配慮や支援について、本人・保護者・学校などで見直していく。)

お子様のために配慮が必要だと感じた時には、お気軽に学級担任、特別支援コーディネーター(荒井)にご相談ください。